

みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱

第一章 総則

(趣旨)

第1条 県は、幼児期からみどりにふれあう環境を整備するとともに、県民に身近なみどりを創出するため、園庭・校庭の芝生化に取り組む者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- | | | |
|----|--------|--|
| 一 | 幼稚園 | 学校教育法に規定する幼稚園 |
| 二 | 小学校 | 学校教育法に規定する小学校 |
| 三 | 中学校 | 学校教育法に規定する中学校 |
| 四 | 義務教育学校 | 学校教育法に規定する義務教育学校 |
| 五 | 高等学校 | 学校教育法に規定する高等学校 |
| 六 | 特別支援学校 | 学校教育法に規定する特別支援学校 |
| 七 | 中等教育学校 | 学校教育法に規定する中等教育学校 |
| 八 | 認定こども園 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園 |
| 九 | 保育所 | 児童福祉法に規定する保育所 |
| 十 | 園庭 | 県内の幼稚園、認定こども園、保育所等における運動場 |
| 十一 | 校庭 | 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校における運動場 |
| 十二 | 芝生化 | 園庭及び校庭において、芝の植栽を行うこと。 |
| 十三 | 植樹 | 樹木（木本類）の植栽を行うこと。 |
| 十四 | 備品 | この事業による補助金の交付を受けて購入した、10万円以上の物品等 |

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の申請をすることができる者は、前条第1項から第9項までに規定する施設を設置した団体の代表者又は市町村長で、当該施設において芝生化事業を実施し、かつ、その後の適正な維持管理活動に努めることができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱（埼玉県みどりの幼稚園・保育所促進事業補助金交付要綱及び埼玉県みどりの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱を含む。）に基づく補助を既に受けたことがある施設については、補助の申請をすることができない。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業を実施する際は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- 一 県内の園庭・校庭において、50 m²以上の芝生化と植樹を組み合わせ実施すること。
- 二 将来にわたり緑化が良好に生育しうるよう、日照及び良好な土壌環境を確保する配慮をすること。
- 三 「彩の国みどりの基金」を活用した事業である旨が分かるB4サイズ(257 mm×364 mm)以上の案内板を作成し、設置すること。

(補助対象経費)

第5条 対象となる経費は、次に掲げる工事等に要する経費とする。

- 一 芝生化工事費用(芝の植栽、土壌改良、給排水設備等を含む)
 - 二 植樹費用
 - 三 機械器具類等購入費用(芝生の維持管理に必要な芝刈り機等の購入に必要な経費)
 - 四 前条第1項第3号に規定する案内板の設置費用
 - 五 イベント費用(環境意識の醸成等を目的として、園児・児童・生徒や保護者等が芝生化作業を行う際に必要となる物品購入費用)
 - 六 その他費用(障害物移設及び撤去費用、調査・設計費用等)
- 2 前項の各経費の上限額は、別表1のとおりとする。

(補助率及び補助限度額)

第6条 前条の経費に対する補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。

- 2 前項において算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

第二章 補助金の交付の申請及び決定

(交付手続等)

第7条 補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)及び、事業計画書(様式第2号)を、毎年度定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業実施予定施設の位置図
- 二 敷地平面図に建物と芝生化、植樹及び案内板を設置する位置を示したもの
- 三 芝生化する箇所の求積図及び面積の算出表
- 四 芝生化する位置の現況写真（事業実施箇所が確認できるように、2方向から撮影したもの）
- 五 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し等
- 六 その他知事が必要と認めるもの

（交付決定の通知）

第9条 知事は、補助金の交付を決定したときは、次に掲げる事項を記載した交付決定通知書（様式第3号）を速やかに申請者に通知するものとする。

- 一 補助金等の交付決定の内容
- 二 補助金等の交付の条件

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第4号）を速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第10条 前条第一項の規定による決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認等申請書（様式第5号）及び事業変更計画書（様式第6号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額の増額変更はすることができない。

- 一 事業に要する経費の配分又は内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）
- 二 事業の中止又は廃止

2 前項第一号に規定する、軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 補助対象経費の20%以内の増減
- 二 芝生化面積の20%以内の増減
- 三 事業計画の細部の変更

3 第一項の申請書には、変更計画書（様式第6号）及び第八条第二項に定める書類のうち当該変更箇所に関する書類を添付しなければならない。ただし、中止・廃止に係る申請の場合は、この限りではない。

（変更等の承認）

第11条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、変更（中止・廃止）承認等通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附するものとする。

第三章 補助事業の遂行等

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、知事の要求があった場合は、補助事業の遂行の状況に関し、知事に報告するものとする。

(指示書の通知)

第 13 条 知事は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、指示書（様式第 8 号）により、補助事業者に改善を指示するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに改善し、その結果を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。ただし、事業の性質上、作成を要しないものについては、この限りではない。

- 2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 補助事業に要する費用が記載された契約書及び内訳書の写し
 - 二 補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
 - 三 敷地平面図に建物、芝生化、植樹及び案内板を設置した位置を示したもの
 - 四 芝生化した箇所の求積図及び面積の算出表（設計値と実測値の比較ができる図面）
 - 五 補助事業の実施状況を示す写真（着工前、施工中、施工後の写真）
 - 六 検査調書又は完成検査の結果報告書の写し
 - 七 その他知事が必要と認めるもの
- 3 前項による報告書の提出期限は、補助事業が完了した日又は補助事業に要した費用に係る支出が完了した日のいずれか遅い日から 30 日以内、又は 3 月末日のいずれか早い期日までとする。

(補助の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、

適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に交付額確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 16 条 前条の確定通知書を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、交付請求書（様式第 11 号）により知事に補助金の請求をするものとする。

2 知事は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第四章 補助金の返還等

（決定の取消し等）

第 17 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書（様式第 12 号）を補助事業者に通知するものとする。

（補助金等の返還）

第 18 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還命令書（様式第 13 号）により、その返還を求めるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、補助金返還命令書に規定された期限内に補助金の返還を行わなければならない。

第五章 雑則

（財産の処分の制限）

第 19 条 規則第 19 条第 2 号に規定するその他知事が定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得した芝生（給排水設備等を含む）及び備品とする。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間とする。

3 補助事業者は、規則第 19 条に定める知事の承認を受ける場合は、財産処分承認申請書（様式第 14 号）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による処分承認申請書の提出を受けた場合においては、処分内容及び処分理由を審査し、承認の可否を決定し、財産処分承認等通知書（様式第 15 号）により補助事業者に通知するものとする。

（維持管理）

第 20 条 補助事業者は、芝生及び備品を当該補助事業完了の日に属する年度の翌年度から最低 5 年間は継続して維持管理しなければならない。ただし、天災地変等によりやむを得ないと知事が認める場合については、この限りでない。

- 2 補助事業者は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間、毎年度定める期日までに維持管理状況報告書(様式第 16 号)を知事に提出しなければならない。ただし、「みどりいっぱいの園庭・校庭維持管理補助金」の申請により、維持管理状況が確認できる場合はこの限りでない。

(書類の整備等)

第 21 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(情報公開等)

第 22 条 補助事業者は、補助事業により実施した成果をホームページ又は広報物等によって、広く県民に公開するよう努めなければならない。

- 2 補助事業者は、知事が実施するみどりの創出に関する広報活動に必要な資料又は情報の提供に、協力をしなければならない。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

補助対象	芝生化 工事費用	植樹費用	機械器具類 等購入費用	案内板 設置費用	イベント 費用	その他費用
園庭	なし	50 千円	300 千円	60 千円	20 千円	芝生化工事 費用の 30%以内
校庭	なし	50 千円	1,200 千円	60 千円	20 千円	

別表 2

補助対象		補助率		補助対象額 (上限)	補助限度額
公立 校庭	1,000 m ² 以上	7,000 千円以内	対象経費×10/10	23,000 千円	15,000 千円
		7,000 千円超～	対象経費×1/2		
	1,000 m ² 未満	対象経費×1/2		20,000 千円	10,000 千円
私立校庭		対象経費×1/2		20,000 千円	10,000 千円
公立園庭		対象経費×1/2		3,000 千円	1,500 千円
私立園庭		対象経費×2/3		2,250 千円	1,500 千円

様式第1号（第8条関係）

番 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者名（役職・氏名）

みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付申請書

下記のとおり、みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金の交付を受けたいので、みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 施設 の 名 称
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 事業計画書 様式第2号のとおり
- 4 添付書類
 - （1）事業実施予定施設の位置図
 - （2）敷地平面図に建物、芝生化、植樹及び案内板を設置する位置を示したもの
 - （3）芝生化する箇所の求積図及び面積の算出表
 - （4）芝生化する位置の現況写真（事業実施箇所が確認できるように、2方向から撮影したもの）
 - （5）補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し等
 - （6）その他知事が必要と認めるもの

様式第2号（第8条関係）

事業計画書

団体名	(ふりがな) 名称
代表者名（役職・氏名）	
団体の所在地	〒
補助事業を実施する施設名	
補助事業を実施する施設所在地	〒
補助事業の内容 （芝生化面積及び樹種、本数）	(面積) (樹種) (本数)
補助事業の実施予定	(工事着工)： 年 月 日 (工事竣工)： 年 月 日 (支払完了)： 年 月 日
事業費総額	金 円
補助金交付申請額 （1,000円未満切捨て）	金 円
施工予定業者	
担当者所属・職・氏名	(所属) (職) (氏名)
担当者連絡先	(電話) (F A X) (電子メール)

別紙

事業計画内訳書

項目	内容	数量	金額(円)	備考
芝生化工事 費用	芝植え			
	土壌改良			
	給水設備			
	排水設備			
	諸経費			
	小計			
	消費税			
	計			
植樹費用				
	計			
機械器具類等 購入費用				
	計			
案内板設置 費用				
	計			
イベント費用				
	計			

項 目	内 容	数 量	金 額 (円)	備 考
その他費用				
	諸経費			
	小 計			
	消費税			
	計			

合 計			
-----	--	--	--

様式第3号（第9条関係）

番 号
年 月 日

申請者様

埼玉県知事 印

みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあったみどりいっぱい
の園庭・校庭促進事業補助金については、みどりいっぱい
の園庭・校庭促進事業補助金交付要綱第9条第1項の
規定により、下記のとおり交付します。

記

1 施設の名称

2 交付決定額 金 円

3 補助対象事業の内容

年 月 日付け 第 号で申請のあったみどり
いっぱい
の園庭・校庭促進事業補助金交付申請書のとおり

4 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 知事の承認なく補助事業により取得した財産を処分してはならない。
- (5) 補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間、毎年度定める期日までに維持管理状況報告書を知事に提出するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (6) 補助対象事業の実施に当たっては、「補助金等の交付手続等に関する規則」及び「みどりいっぱい
の園庭・校庭促進事業補助金交付要綱」を遵守しなければならない。

様式第4号（第9条関係）

番 号
年 月 日

申 請 者 様

埼 玉 県 知 事 印

みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあったみどりいっぱい
の園庭・校庭促進事業補助金については、下記の理由により補助しないことを決定しましたので、み
どりいっぱい
の園庭・校庭促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のと
おり通知します。

記

1 理 由

様式第5号（第10条関係）

番 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

団体名

代表者名（役職・氏名）

みどりいっぱい園庭・校庭促進事業変更（中止・廃止）承認等申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、
下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、みどりいっぱい園庭・校庭促進事業補助
金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 添付書類
 - (1) 事業変更計画書（様式第6号）
 - (2) 事業変更内訳書（別紙）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

事業変更計画書

団体名（市町村名）	(ふりがな) 名称
代表者名（役職・氏名）	
補助事業者の所在地	〒
補助事業を実施する施設名	
補助事業を実施する施設所在地	〒
補助事業等の内容 （芝生化面積及び樹種、本数）	(面積) (樹種) (本数)
補助事業の実施予定	(工事着工)： 年 月 日 (工事竣工)： 年 月 日 (支払完了)： 年 月 日
事業費総額	金 円
補助金交付申請額 （1,000円未満切り捨て）	金 円
施工予定業者	
担当者所属・職・氏名	(所属) (職) (氏名)
事業担当者連絡先	(電話) (F A X) (電子メール)

※変更箇所を赤字または下線にしてください。

別紙

事業変更内訳書

※変更箇所を赤字または下線にしてください。

項目	内容	当初申請時		変更申請時		備考
		数量	金額(円)	数量	金額(円)	
芝生化工事 費用	芝植え					
	土壌改良					
	給水設備					
	排水設備					
	諸経費					
	小計					
	消費税					
計						

植樹費用						
	計					

機械器具類等 購入費用						
	計					

案内板設置 費用						
	計					

イベント費用						
	計					

項 目	内 容	当初申請時		変更申請時		備 考
		数 量	金 額 (円)	数 量	金 額 (円)	
その他費用						
	諸経費					
	小 計					
	消費税					
	計					

合 計					
-----	--	--	--	--	--

様式第7号（第11条関係）

番 号
年 月 日

補助事業者様

埼玉県知事 印

みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業変更（中止・廃止）承認等通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあったみどりいっぱい
の園庭・校庭促進事業変更（中止・廃止）については、下記のとおり承認しました（しません）
ので、みどりいっぱい
の園庭・校庭促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知
します。

記

1 施設 の 名 称

2 承認・不承認の別 承認します ・ 承認しません

3 交付決定変更の内容

4 変更承認の条件

様式第8号（第13条関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事 印

みどりいっぱい園庭・校庭促進事業の遂行に係る指示書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた事業の遂行について、みどりいっぱい園庭・校庭促進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり改善を指示します。

記

1 施設 の 名 称

2 改善を要する事項

3 改 善 期 日 年 月 日

様式第9号（第14条関係）

番 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者名（役職・氏名）

みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、みどりいっぱい園庭・校庭促進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により報告します。

記

1 施設の名称

2 補助事業に要した費用

支出実績額 金 円
補助金充当額 金 円（交付決定額 金 円）

3 補助対象事業着手及び完了日

着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 補助事業に要する費用が記載された契約書及び内訳書の写し
- (2) 補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
- (3) 敷地平面図に建物、芝生化、植樹及び案内板を設置した位置を示したもの
- (4) 芝生化した箇所の求積図及び面積の算出表（設計値と実測値の比較ができる図面）
- (5) 補助事業の実施状況を示す写真（着工前、施工中、施工後の写真）
- (6) 検査調書又は完成検査の結果報告書の写し
- (7) その他知事が必要と認めるもの

別紙

事業実績内訳書

項目	内容	申請時		実績報告時		備考
		数量	金額(円)	数量	金額(円)	
芝生化工事 費用	芝植え					
	土壌改良					
	給水設備					
	排水設備					
	諸経費					
	小計					
	消費税					
	計					
植樹費用						
	計					
機械器具類等 購入費用						
	計					
案内板設置 費用						
	計					
イベント費用						
	計					

項目	内容	申請時		実績報告時		備考
		数量	金額 (円)	数量	金額 (円)	
その他費用						
	諸経費					
	小計					
	消費税					
	計					

合計						
----	--	--	--	--	--	--

様式第 10 号（第 15 条関係）

番 号
年 月 日

補 助 事 業 者 様

埼 玉 県 知 事 印

みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号にて報告のあったみどりいっぱい
の園庭・校庭促進事業実績報告書は適正と認められたため、みどり
いっぱい
の園庭・校庭促進事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、
下記のとおり通知します。

記

1 施 設 の 名 称

2 補助金交付確定額 金 円

様式第 11 号 (第 16 条関係)

番 号
年 月 日

(宛先)
埼 玉 県 知 事

所在地
団体名
代表者名 (役職・氏名)

みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号でみどりいっぱいの園庭・校庭促進事業の補助金交付額確定通知書を受けましたので、みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 施 設 の 名 称

2 補助金交付請求額 金 円

金融機関名	銀 行 信用金庫	本店 支店
口座番号	(普通・当座)	
名義(かた)		

※ 補助事業者名義の口座に限る。

様式第 12 号（第 17 条関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事 印

みどりいっぱい園庭・校庭促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定をしたみどりいっ
ぱいの園庭・校庭促進事業補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40
年埼玉県規則第 15 号）第 16 条第 1 項の規定により取り消すことを決定したので、みどり
いっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱第 17 条の規定により通知します。

記

1 施設の名称

2 取消理由

様式第 13 号 (第 18 条関係)

番 号
年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事 印

みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定したみどりいっぱい
の園庭・校庭促進事業補助金について、補助金等の交付
手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）
第 17 条第 1 項の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還額 金 円

2 返還期限 年 月 日

様式第 14 号（第 19 条関係）

番 号
年 月 日

（宛先）

埼 玉 県 知 事

所在地

団体名

代表者名（役職・氏名）

みどりいっぱい園庭・校庭促進事業補助金に係る財産処分承認申請書

みどりいっぱい園庭・校庭促進事業補助金により取得した下記財産を処分したいので、みどりいっぱい園庭・校庭促進事業補助金交付要綱第 19 条第 3 項の規定により申請します。

記

1 交付決定日及び文書番号

2 施設の名称

3 処分しようとする財産

4 処分の内容

5 処分の理由

6 処分予定年月日 年 月 日

様式第 15 号 (第 19 条関係)

番 号
年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事 印

みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金に係る財産処分承認等通知書

年 月 日付け 第 号にて申請のあったみどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金に係る財産処分については、承認しました (しません) ので、みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱第 19 条第 4 項の規定により通知します。

1 承認・不承認の別 承認します ・ 承認しません

様式第 16 号（第 20 条関係）

番 号
年 月 日

（宛先）
埼 玉 県 知 事

所在地
団体名
代表者名（役職・氏名）

みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業維持管理状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付額確定を受けた事業の維持管理状況を、みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱第 20 条第 2 項の規定により下記のとおり報告します。

記

補助施設名			
施設所在地			
補助年度			
補助内容	（芝生化面積） （樹種及び本数）		
芝生残存率 （3つのうちいずれかに ○）	良 好 （100%～80%）	一部不良 （79%～30%）	摩 耗 （29%～0%）
維持管理担当者	（ 氏 名 ） （所属・役職） （電話番号・ファックス） （電子メール）		
維持管理状況			

※維持管理状況写真を添付すること。